



福岡医発第 2511 号(地)
令和 6 年 12 月 17 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の
一部改正について (情報提供)

有料老人ホームは、厚生労働省が定めた「設置運営標準指導指針」を参考として、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」）が、地域の状況に応じて指導指針を定め、指導を行うこととなっております。

今般、厚生労働省は、一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、関係団体（公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会）と協議の上、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を定めることとし、通知の一部改正を行って令和 6 年 12 月 6 日から適用する旨、日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

具体的には、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わない・応じないことや、情報提供等事業者の選定にあたって、当該事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することや公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の 3 団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいことが新たに定められております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

(添付資料)

- 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について
(令和 6 年 12 月 6 日 老発 1206 第 2 号 厚生労働省老健局長通知)

以上

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

日医発第 1568 号（介護）

令和 6 年 12 月 12 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について（情報提供）

有料老人ホームは、厚生労働省が定めた「設置運営標準指導指針」を参考として、各都道府県、指定都市又は中核市（以下「都道府県等」）が、地域の状況に応じて指導指針を定め、指導を行うこととなっております。

今般、厚生労働省は、一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、関係団体（公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会）と協議の上、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を定めることとし、通知の一部改正を行って、令和 6 年 12 月 6 日から適用することとなりましたので、ご参考までに送付いたします。

具体的には、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わない・応じないことや、情報提供等事業者の選定にあたって、当該事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することや公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の 3 団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいことが新たに定められております。

つきましては、貴会におかれましても本通知内容をご了知いただき、郡市区医師会及び会員へ情報提供していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- 「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について
(令 6.12.6 老発 1206 第 2 号 厚生労働省老健局長通知)

老 発 1 2 0 6 第 2 号
令 和 6 年 12 月 6 日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
中核市市長 } 殿

厚生労働省老健局長
(公 印 省 略)

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」の一部改正について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 29 条第 1 項に規定する有料老人ホームの設置及び運営については、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（平成 14 年 7 月 18 日付け老発第 0718003 号）を参考として、各都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）が地域の実情に応じた指導指針（以下「指導指針」という。）を定め、これに基づき指導が行われているところであるが、今般、当該通知の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、令和 6 年 12 月 6 日から適用することとしたので通知する。

各都道府県等におかれては、この旨ご了解いただき、各都道府県等が定める指導指針の改正を検討されたい。

新	旧
老発第第 0718003 号 平成14年 7 月18日 最終改正 <u>老発1206第2号</u> <u>令和6年12月6日</u> 各 { 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 } 殿 厚生労働省老健局長 (公印省略) 有料老人ホームの設置運営標準指導指針について 高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいに対するニーズの高まりを受け、有料老人ホームが増加する中、入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームに対する適切な指導監督が不可欠となっていることから、下記の事項に留意の上、貴管内の有料老人ホームに対して適切な指導を行われたい。また、サービス付き高齢者向け住宅においては、有料老人ホームに該当するものが多いという実態もあるため、貴職においては、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても適確に把握の上、必要に応じて、適切な指導を行われたい。 なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言に該当するものである。 記 1～3 (略) 4 主要な改正点 (1)～(3) (略) (4) <u>一部の有料老人ホームが、入居する高齢者が難病等の場合に、高齢者向け住まいの紹介を行う事業者に対し、高額な紹介手数料を払っている事案が明らかになったことを踏まえ、関係団体（公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会）と協議の上、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者と委託契約等を締結する場合の留意事項を定めることとした。</u> 5 その他 (1) 本通知の適用	老発第第 0718003 号 平成14年 7 月18日 最終改正 <u>老発1108第2号</u> <u>令和6年11月8日</u> 各 { 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 } 殿 厚生労働省老健局長 (公印省略) 有料老人ホームの設置運営標準指導指針について 高齢者が安心して暮らせる高齢者向け住まいに対するニーズの高まりを受け、有料老人ホームが増加する中、入居者の居住の安定を確保する観点から、有料老人ホームに対する適切な指導監督が不可欠となっていることから、下記の事項に留意の上、貴管内の有料老人ホームに対して適切な指導を行われたい。また、サービス付き高齢者向け住宅においては、有料老人ホームに該当するものが多いという実態もあるため、貴職においては、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅についても適確に把握の上、必要に応じて、適切な指導を行われたい。 なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に規定する技術的な助言に該当するものである。 記 1～3 (略) 4 主要な改正点 (1)～(3) (略) (新設) 5 その他 (1) 本通知の適用

本通知及び標準指導指針は、令和6年<u>12月6日</u>から適用する。 ただし、各都道府県等が指導指針を別に定めている場合は、当該指導指針が適用される。従って、各都道府県等において本標準指導指針を参考に指導指針を改正しようとする場合にあっては、できる限り速やかに改正を行うこととし、その適用日についても、令和6年<u>12月6日</u>以前とすることが可能であるので、念のため申し添える。 (2) (略) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針 目次 - 用語の定義 - 基本的事項 - 設置者 - 立地条件 - 規模及び構造設備 - 既存建築物等の活用の場合等の特例 - 職員の配置、研修及び衛生管理 - 有料老人ホーム事業の運営 - サービス等 - 事業収支計画 - 利用料等 - 契約内容等 - 情報開示 - 電磁的記録等 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置・運営に関して、標準となる指導指針については以下のとおり定める。 1～11 (略) 12 契約内容等 (1)～(5) (略) (6) 入居者募集等 一 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。	本通知及び標準指導指針は、令和6年<u>11月8日</u>から適用する。 ただし、各都道府県等が指導指針を別に定めている場合は、当該指導指針が適用される。従って、各都道府県等において本標準指導指針を参考に指導指針を改正しようとする場合にあっては、できる限り速やかに改正を行うこととし、その適用日についても、令和6年<u>11月8日</u>以前とすることが可能であるので、念のため申し添える。 (2) (略) 有料老人ホーム設置運営標準指導指針 目次 - 用語の定義 - 基本的事項 - 設置者 - 立地条件 - 規模及び構造設備 - 既存建築物等の活用の場合等の特例 - 職員の配置、研修及び衛生管理 - 有料老人ホーム事業の運営 - サービス等 - 事業収支計画 - 利用料等 - 契約内容等 - 情報開示 - 電磁的記録等 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームの設置・運営に関して、標準となる指導指針については以下のとおり定める。 1～11 (略) 12 契約内容等 (1)～(5) (略) (6) 入居者募集等 一 入居募集に当たっては、パンフレット、募集広告等において、有料老人ホームの類型（サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けていないものに限る。）、サービス付き高齢者向け住宅の登録を受けている場合は、その旨及び特定施設入居者生活介護等の種類を明示すること。
---	---

二 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。）を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。 三 <u>入居募集に当たり、有料老人ホームが、高齢者向け住まいへの入居を希望する者に関する情報の提供等を行う事業者（以下「情報提供等事業者」という。）と委託契約等を締結する場合は、次の事項に留意すること。</u> イ <u>情報提供等事業者と委託契約等を締結する場合には、例えば、入居希望者の介護度や医療の必要度等の個人の状況や属性に応じて手数料を設定するといった、社会保障費の不適切な費消を助長するとの誤解を与えるような手数料の設定を行わないこと。また、上記のような手数料の設定に応じないこと。</u> <u>また、情報提供等事業者に対して、入居者の月額利用料等に比べて高額な手数料と引き換えに、優先的な入居希望者の紹介を求めないこと。</u> ロ <u>情報提供等事業者の選定に当たっては、当該情報提供等事業者が入居希望者に提供するサービス内容やその対価たる手数料の有無・金額についてあらかじめ把握することが望ましいこと。</u> <u>また、公益社団法人全国有料老人ホーム協会、一般社団法人全国介護付きホーム協会及び一般社団法人高齢者住宅協会の3団体で構成する高齢者住まい事業者団体連合会が運営する「高齢者向け住まい紹介事業者届出公表制度」に届出を行い、行動指針を遵守している事業者を選定することが望ましいこと。</u> 13・14 （略） 別紙様式 （略） 別添 1・2 （略） 別表 （略）	二 誇大広告等により、入居者に不当に期待を抱かせたり、それによって損害を与えたりするようなことがないよう、実態と乖離のない正確な表示をするとともに、「有料老人ホーム等に関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号。以下「不当表示告示」という。）を遵守すること。特に、介護が必要となった場合の介護を行う場所、介護に要する費用の負担、介護を行う場所が入居している居室でない場合の当該居室の利用権の存否等については、入居者に誤解を与えるような表示をしないこと。 （新設） 13・14 （略） 別紙様式 （略） 別添 1・2 （略） 別表 （略）
---	--